

「障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり」を推進しています

☎障害福祉課・内線1520

事業者が合理的配慮を提供することを義務化する「改正障害者差別解消法」が令和6年4月1日に施行されます。市は、社会状況の変化を踏まえ、「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」を一部改正し、改正法の施行に先んじて令和5年4月1日に施行しています。

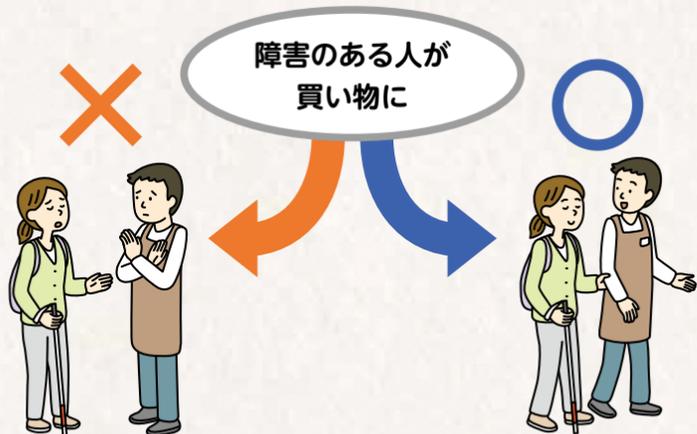
市はこれからも、障害の有無にかかわらず誰もが暮らしやすいまちを目指し、市民や事業者の皆さんと共に取り組んでいきます。

●合理的配慮とは？

公正な機会の確保に向けて、障害のある人の意向を尊重しながら、個々の状況に応じて社会的障壁を取り除くために行う配慮のこと。負担が重すぎない範囲で対応することが求められています。負担が重すぎる場合も、その理由を説明し別の方法を提案するなど、話し合った上で理解を得るよう努める必要があります。

●社会的障壁とは？

障害のある人が社会生活を営む上で妨げとなっている環境やルールのこと。



【不当な差別的取り扱いはNG】

- 障害を理由に入店を拒む
- 障害のない人には付けない条件を付ける など

【合理的配慮の提供】

- 売り場まで案内する
- 商品を選ぶ手助けをする など

■合理的配慮の具体例

●物理的環境への配慮(例：肢体不自由)

- 「飲食店で車いすのまま着席したい」
- 机に備え付けの椅子を片付けて、車いすのまま着席できるスペースを確保する



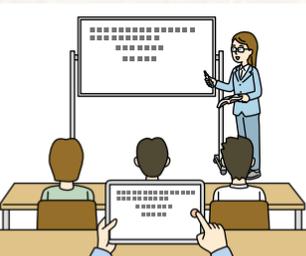
●意思疎通への配慮(例：弱視難聴)

- 「難聴のため筆談を希望したが、弱視でもあるので小さな文字では読みづらい」
- 太いペンで大きな文字を書いて筆談する



●ルールの柔軟な変更(例：学習障害)

- 「読み書きに時間がかかるため、ホワイトボードを最後まで書き写すことができない」
- 書き写す代わりに、カメラでホワイトボードを撮影することを許可する



(出典：内閣府リーフレット「障害者差別解消法が変わります!」)

短編映画「バリアフルライフ」YouTubeで公開中

障害や障害のある人に対する理解を広め、差別を解消するため、障害のことを知らない人や関心なかった人にも興味を持ってもらえるような短編映画「バリアフルライフ」を、YouTube立川市動画チャンネルで公開しています。



心身に障害がある方へ タクシー、リフトタクシー、ガソリン共通助成券を交付

市は、心身に障害のある方を対象に、タクシー、リフトタクシー、ガソリンにかかる費用の一部を助成しています。令和6年度分(4月～令和7年3月分)の助成券を次のとおり交付します。

なお、タクシー、リフトタクシーの利用時やガソリン給油時は、障害者本人が乗車のうえ、手帳を提示してください。

●対象 身体障害者手帳1級・2級・3級の方(3級は下肢・体幹・内部障害のいずれかが単独の障害で3級である方が対象)と愛の手帳1度・2度の方。ただし、次に該当する方は除きます▷住民基本台帳上の世帯の令和5年度市民税所得割額が一番高い方の額が一定以上である(右表)▷介護保険施設または障害者(児)入所施設などに入所している▷市外のグループホームに入所している

●助成額 右表のとおり

●交付に必要なもの 身体障害者手帳か愛の手帳(コピーは不可)。令和5年1月2日以降に転入した方は、前住所地での令和5年度の住民税所得割額が分かる書類も必要です(令和4年1月～12月の収入などを基準

とします)。代理人の方の場合は、手帳の原本、代理人の身分証明書が必要です

●交付日時・場所 いずれも午前8時30分～午後5時▷4月1日(月)～10日(水)[4月6日(土)を除く]=市役所1階101会議室▷4月11日(木)以降[土曜・日曜日、祝日を除く]=障害福祉課(市役所1階1番窓口)

	住民基本台帳上の世帯の令和5年度市民税所得割額が一番高い方の額	助成額(1か月当たり)
身体障害者手帳 1級・2級の方 愛の手帳 1度・2度の方	100,600円以下	3,500円
	100,700円～268,200円	2,000円
	268,300円以上	対象外
身体障害者手帳 3級(下肢・体幹・内部障害)の方	36,100円以下	3,500円
	36,200円以上	対象外

☎障害福祉課・内線1519

